

VI
297

設置認可大学の昭和二十六年度における再審査計画
及びその実施要綱

二六七、十四

「設置認可大学の再審査に関する申し合せ」中二項の
「再審査の計畫及びその実施に関する事項」はこの
要綱の定めるところによる。

二、調査又は報告の書類による審査は、昭和二十六年度開設
の大学を除く既設の大学の全部について実施する。

三、内地視察による審査は、次の各項の一に該当し、常任
委員会で必要と認めた大学について実施する。但し
昭和二十六年度開設の大学は除く。

イ、既に卒業生を出したもの

ロ、入学定員に対する入学者数が三分の一に充てないもの
ハ、教員組織の充実について、條件が附せられているもの

ニ、校地校舍並びに重要な施設、設備について條件が
附せられているもの

ホ、設置認可当時より現在資産がいちじるしく減少
しているもの

ヘ、夜間の学部、学科を設置しているもの

ト、設置認可の條件の履行に期限の附せられてるもの

チ、調査又は報告の書類による審査の結果必要があ
ると認められたもの

リ、その他

